


議案第58号

基本協定の締結について

次のとおり、高速自動車国道常磐自動車道（仮称）つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する基本協定を締結するため、つくばみらい市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第38号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- | | | | |
|---|--------|--|----------------|
| 1 | 名 称 | 高速自動車国道常磐自動車道（仮称）つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する基本協定 | |
| 2 | 協定金額 | 金2,895,237,000円 | |
| | | 内訳 東日本高速道路株式会社 | 2,336,189,000円 |
| | | つくばみらい市 | 559,048,000円 |
| 3 | 協定の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
東日本高速道路株式会社関東支社
支社長 良峰 透 | |

令和元年10月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

高速自動車国道常磐自動車道（仮称）つくばみらいスマートインターチェンジ建設事業の施行に関する基本協定を締結するにあたり、つくばみらい市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。